

地方財政の充実・強化を求める意見書

2026年度政府予算及び地方財政の検討にあたっては、増大する行政需要に対応した財源確保を念頭に、より積極的な地方財政確立のため、以下の事項を国に求める。

- 1 地方公共団体の増大する行政需要を的確に算定し、住民生活を支える行政体制の構築・サービスの提供に関わる人件費を含めた一般財源の充実を行うこと。
- 2 地域社会の社会保障ニーズに対応できる制度と人材が継続的に確保・育成できる財源措置を講じること。
- 3 地方交付税の法定税率の引上げを行うこと。また、所得税及び消費税を対象に地方税への税源移譲を積極的に行うこと。
- 4 減税政策を検討する際は、地方財政を棄損することがないように、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。
- 5 「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、恒久的財源としてより明確に位置づけること。また、その一部において導入されている行革努力や算定方法の見直しを行うとともに、地方の自主性を尊重した運用を行うこと。
- 6 会計年度任用職員の雇用の安定と処遇の改善が図れるよう十分な財政措置を行うこと。
- 7 諸手当等の支給水準が国の基準を超えている地方公共団体に対する特別交付税の減額措置については、地方公共団体の自己決定権を尊重し、早期に廃止すること。
- 8 自治体業務システムの標準化・共通化に向け、必要な財源を補填すること。また、自治体DXに伴うシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。

- 9 地域公共交通の維持が容易でなくなっている現状を踏まえ、公共交通専任担当者の積極的な確保を支援するとともに、地域公共交通の維持・拡充を主眼とし、一層の施策充実を図るため、財源措置を行うこと。
- 10 地方交付税の財源保障・財政調整機能の強化を図り、地方公共団体の実情に応じた対策を講じること。
- 11 地方公共団体の行う事業において、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう、必要な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月27日

伊勢原市議会